

平成 2 2 年 第 4 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成22年第4回京丹波町議会臨時会

平成22年11月4日(木)

開会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第76号 平成21年度(繰越) 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工
事請負契約の変更について

第 5 議案第77号 平成22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京
丹波町有線テレビ(CATV)拡張整備事業 自主放送設備デジ
タル化整備工事請負契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

1 番 横山 勲 君

2 番 岩田 恵一 君

3 番 篠塚信太郎 君

4 番 梅原 好範 君

5 番 森田 幸子 君

6 番 村山 良夫 君

7 番 山内 武夫 君

8 番 東 まさ子 君

9 番 野口 久之 君

10 番 坂本美智代 君

11 番 原田寿賀美 君

12 番 松村 篤郎 君

13 番 北尾 潤 君

1 4 番 小田 耕治 君

1 5 番 山田 均 君

1 6 番 西山 和樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君

副 町 長 畠 中 源 一 君

教 育 長 朝 子 照 夫 君

参 事 岩 崎 弘 一 君

総 務 課 長 伴 田 邦 雄 君

監 理 課 長 山 田 洋 之 君

企 画 政 策 課 長 中 尾 達 也 君

教 育 次 長 谷 俊 明 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長 長 澤 誠

書 記 石 田 武 史

開議 午前9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第4回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により2番議員・岩田恵一君、3番議員・篠塚信太郎君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第76号他1件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

11月1日、午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

また、各常任委員会が閉会中に開催され、所管の調査研究、現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会が、議会だより第23号の発行に向け、9月議会以降本日までに5回の委員会を開催していただきました。

また、10月28日に、私と産業建設常任委員会正副委員長とで京都府知事宛の「有害鳥獣対策の抜本強化」に関する意見書を持参し、農林水産部長に提出いたしました。

10月8日に福岡県嘉麻市議会、民生文教委員会が、また10月18日に宮崎県新富町議会、文教厚生常任委員会が本町に視察に来られました。

野間参事から本日の会議を欠席する旨、届けがありましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第76号 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約の変更について～日程第5、議案第77号 平成22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 自主放送設備デジタル化整備工事請負契約について》

○議長（西山和樹君） 日程第4、議案第76号 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約の変更について、及び日程第5、議案第77号 平成22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 自主放送設備デジタル化整備工事請負契約について、を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成22年第4回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用のなか、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、議案第76号 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約の変更につきましては、契約金額に1,861万200円を追加し、2億8,163万5,200円とすることについてお願いいたしております。

バスケットゴール、防球ネット等屋内運動場設備及び音響設備、ステージ装置等講堂機能の追加のほか、既設屋内運動場撤去後のグラウンド整備、構内通路の築造及び排水路の変更を行うものであります。

議案第77号 平成22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 自主放送設備デジタル化整備工事請負契約につきましては、株式会社協和エクシオ関西支店と8,505万円をもって契約を締結することについてであります。

工事の概要につきましては、来年7月のテレビ地上波完全デジタル化にあわせ、京丹波町情報センター内において、取材・収録用ビデオカメラをはじめ、編集収録機器や番組自動送出システムなどの自主放送設備についてデジタル化対応を行うほか、京丹波町役場内において、議会収録、中継システムを整備するものであります。

なお、工期は平成23年3月18日までといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） それでは議案第76号 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約の変更について、補足説明を申し上げさせていただきます。

冒頭、町長から提案理由の説明があったところでございますが、屋内運動場として当初から一体的に整備すべきバスケットゴール、防球ネット、音響設備、ステージ設備等の追加をお願いしているところでございます。

このことに至りました経過も含め、主な内容について説明をさせていただきます。

本事業につきましては、国の安全安心な学校づくり交付金や公共投資臨時交付金等の経済対策として取り組まれた財源を有効活用し、進めてまいりました事業でございます。

平成21年7月の臨時会において委託料の補正予算を可決いただきましてから、工事請負費を9月の定例会に計上、さらに22年2月の臨時会に追加補正をお願いいたしまして、事業の進捗状況から平成21年度からの全額繰越事業として進めてきたところでございます。

事業費の内訳は、事務費65万円、委託料2,372万1,000円、工事請負費3億2,222万2,000円でございます。

ところが、5月中旬に設計がまとまりました額が3億2,854万5,000円と繰越予算を約2,632万3,000円ばかり上回ってしまったところでございます。

当然、予算が不足しておりますのに入札を行うということは出来ないわけでございます。この方法といたしまして、平成22年度の補正予算で追加をお願いする。ただし、この場合は、全額単費の一般財源でお願いしなければならない。また一方では、上回った額の圧縮を何とか考えられないか。あるいは、他の既存予算を流用するなど検討いたしました結果、比較的工期が短く、かつ工事の後半部分にあたる先程申し上げましたバスケットゴール、防球ネット、音響設備、ステージ設備等の工事を抜かしていただいて、屋内体育館本体部分を先

行して入札を行ったところでございます。

結果論ではございますが、入札を行った結果は2億6,302万5,000円と現計予算に3,919万7,000円の残額が生じたところでございます。この残額の予算の中から、今回当初から外しましたバスケットゴール等の追加設備等を主体に1,861万200円の追加をお願いするものでございます。

なお、本来は当初契約の提案時に追加の補正予算を組むことが適切でございまして、一括発注すべきでありましたことを、またこういった説明ができておらず今日に至りましたことについては、深くお詫びを申し上げたいと思います。

また、あわせまして、当初ももとの予算計上が適正に算定されて措置されておったのかということも含めて今後の反省といたしたいと思います。

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、資料に基づきまして、概略を説明させていただきます。ページを2枚めくっていただきまして、別紙資料でございます。ここに主な変更内容ということで、追加も含め記載をさせていただきました。

1点目は、屋内運動場設備工事等の追加でございますが、これについては、運動施設ということで、バスケットゴール3対、防球ネット5張、それからアリーナの地窓の強化ということで、外部ガードの追加が4箇所でございます。

それから、講堂機能の追加につきましては、音響設備、ステージ設備ということで、バトンの昇降設備、幕類等の追加設置ということでございます。

それから、ステージの下部を有効に活用するというので、下部収納装置一式追加をお願いしたいと思っております。

それから、屋外施設等の追加の関係でございますが、これにつきましては、ひとつは屋外運動場施設の整備ということで、グラウンド整備というふうになっております。これは、旧体育館を撤去した後の跡地の部分をグラウンドとして供用できるように整備をしようとするものでございます。

それから、周辺設備の整備といたしまして、構内通路の築造ということで、これは現在新築をいたしております体育館のところに構内通路としてあったわけでございますが、場所は少し移動いたしますけれども、その部分に従来どおり確保をしたいということでございます。

それから、もうひとつは、構内の排水路の変更でございまして、当初新築体育館の屋根からの雨水を暗渠で処理するという考え方でございましたけれども、グラウンドからの雨水の表流水がやはり生じるということもございまして、そういったことを受けるための排水路と

いうことで、開渠にいたしまして設けるという変更をお願いするものでございます。

なお、本日追加資料ということで、各主要な項目についての増減額の資料も追加添付をさせていただきます。また、それぞれご確認いただきたいと思っております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第76号の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただ今上程になりました議案第77号につきまして、説明をさせていただきます。

先程の町長の提案説明にもありましたように、このたびの工事請負契約にかかります内容としましては、平成23年7月の地上デジタル放送化にあわせ、京丹波町情報センター内に設置されています既存のアナログ自主放送機器につきましてもデジタル化を行い、町内のケーブルテレビ加入者宅でのデジタル対応機器に順応した映像と音声を提供するものでございます。

また、4月からの町ケーブルテレビ全町開局後の番組編成や取材対応等を想定し、議場に固定カメラを設置し、議会の収録を容易にするための機器整備を行うものでございます。

以上が本契約にかかります工事の概要でございます。

それでは、議案を朗読させていただきます説明とさせていただきます。

議案第77号 平成22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 自主放送設備デジタル化整備工事請負契約について

平成22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 自主放送設備デジタル化整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 工事名 平成22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 自主放送設備デジタル化整備工事
- 2 契約金額 85,050,000円
- 3 契約の相手方 大阪府大阪市西区京町堀3丁目6番13号 株式会社 協和エクシオ 関西支店 取締役常務執行役員支店長 高橋勝巳

4 契約の方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札

5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生、和田地内（京丹波町役場、京丹波町情報センター）

6 契約期間 議会の議決を得た日から平成23年3月18日まで

平成22年11月4日提出 京丹波町長 寺尾 豊爾

なお、議案の参考資料としまして、工事内容、イメージ図、主な機器の説明資料を添付させていただきますのでご確認下さい。ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

本日添付しております資料の2枚目に今回の工事のイメージ図を添付しておりますが、その中で、一番左の上側に⑦議会収録・中継システムというふうにオレンジ色で囲ったところがございますが、その一番下側に「河畔式スタジオシステム」と書いております。この「河畔式」の河畔という字がさんずいへんの河になっておりますが、正しくは、持ち運びができるという「可搬」でございます。申し訳ございませんが修正をいただきますようによろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより議案第76号 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約の変更についての質疑を行います。

15番 山田君。

○15番（山田 均君） 提案になっております76号について、教育次長からも経過についての説明も受けたわけでございますけれども、そのことも含めてお尋ねをしておきたいと思えます。

今ありましたように、バスケットゴールやネット、また講堂の機能の充実というものについては、当然当初から全体として入っておるべきもんだという中で、予定価格との差がでたということでもございましたけれども、いわゆるいろんな交付金を使って予算措置をしたわけですが、なぜ予定価格に見合う予算との差が出たのかと。一定いろんな根拠をもって予算計上されとると思うんですけども、なぜそういうことが起こったのか、そういうことが日常起こっておれば、全ての工事に起こるわけですので、特別何か理由があったのかどうかということを1点伺っておきたいと思えます。

それから、もう1点は本年8月9日の議案第61号で今提案になっております中学校の屋

内運動場の改築工事請負契約が提案されて議決されたわけですが、そこで配付された資料を見ますと、今日いただいております資料と同じだと思っておりますが、改めて見るとこの図面にはすでにバスケットゴールが入った図面になっているんですね。当然今の次長の説明からすると、そのときにこのようにするという説明があつてしかるべきだと思っておりますが、なぜそういうことがされなかったのかと。そういう面では非常に議会に対してどのような考え方なのかということもあわせて問われると思っておりますが、その点あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 誠に申し訳ないことだというふうに思っておるわけですが、先程経過も説明させていただきましたけれども、この工事費については昨年の9月に当初計上をお願いして可決をいただいたということで、その後、屋根の構造の変更等がございまして、22年2月に追加をお願いしてきた経過がございまして。

きちっと予算編成の段階で全て実施設計がまとまっておればということであつたわけですが、あくまでも概算的なまとめ方であつたということで、実際に数量をくくって実施設計を組んだところ、上回ってしまったということがございまして。

それから、もう1点は当初の提案時に説明がなかったということで、これは本当にお詫びを申し上げるわけですが、図面につきましても最終完成形ということで付けておりました。確かにおっしゃるようにそのときに今日の経過等の説明なり、はずしてあるということをお願いできなかったということは誠に反省すべきというふうに思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） もうひとつなぜ予定価格に見合う予算措置ができていなかったのかということが今の説明ではもうひとつわからへんのですが、要するになぜこの学校の場合だけ多かったかということになると思っておりますね。せやなかったら、いろんな工事全てそういうことが起こることもあるわけなんですけれども、たまたま起こったということでは済ませられへん問題も抱えておると思っております。例えば教育委員会がこういう算出をされたということなのか。当然監理課という部署があるわけですが、どこでチェックといいますか、当然専門家も含めて一定の費用を見積もるわけですから、その辺のどこで問題があつたのかということをお願いしたいなと。

実際さかのぼって見てみますと、21年9月議会の第4号で補正予算として中学校施設の耐震改修事業ということで2億4,257万1,000円計上したと思っておりますね。その中

味としては屋内運動場の改築工事と測量設計管理業務委託ということになっておったと思うんですが、今もありましたように2月17日の第1回臨時議会で補正予算第6号ということで地域活性化・きめ細やかな臨時交付金を使って追加をされたと。それを見ますと中学校の耐震改修事業に6,597万2,000円ですし、中学校のグラウンド整備に2,294万8,000円というのがされとるんですね。合計が3億3,149万1,000円ということになると思うんですけども。実際さかのぼってみても予定価格が3億3,923万4,000円ということになっておったと思うんですけども、入札を順次して行って差がでたということなんですけど、結果として入札というのは84.06%で落ちたり、38.23%で落ちたり、61.86%で落ちたりしとるわけですけども、それは想定できる部分と本来想定せえへん部分とあると思うんですけども、入札残を想定して予算を考えるとということは、やはり年度内で会計処理をせんなんと原則もあるわけですので、やはりそういうものについてきちっと議会にも報告をされたりして進めていくという、これまで町長が議会に対して全て報告をして相談もするという立場を示されておるわけですから、そういう立場でやってただかんと、最後にきてどうなんやと聞いたら入札残を充てるんやというひとつの手法かと思えますけども、そういうことをすると非常に不審や疑問を抱く分が多いと思うんですね。

やっぱしそういうことがないようにせんと、いろんな事業を町としてもやっておるわけですから、原則や基本というのをしっかり踏まえて行政運営をしていただかんと、住民に不信を抱かれんようにすべきだと思うんですけども、その点あわせてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） まず、予算措置の関係でございますが、今議員さんおっしゃっていただいたように当初は平成21年の9月に2億3,625万円ということでお願いをいたしました。これについては、耐震診断をやっていただいた請負業者からの見積りにより計上をさせていただいております。その後21年の11月に実施設計の業者が決定をいたしまして、そのときにその実施設計を行った業者の概算見積りということでとったところ、それが最終の予算措置による工事費については3億222万2,000円ということで、その差額を22年2月の臨時議会でお世話になったという経過でございます。

それから、先程も議員さんおっしゃっていただいたように私ども先程も申しておりますように、本来そういった当初予算のきちとした精査がどこまでできていたかということについては、やはり反省すべきでございますし、また本来ですと1年目に実施設計をくくって、しっかりした額を確定した上で次年度に工事請負費を計上するという二段構えができればよか

ったわけですが、経済対策の財源との絡みもありまして、同一年度にそういった予算措置をしてしまったという部分で一定精査ができなかったこともあったのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） 町長に伺っておきたいと思うんですが、今一定の経過と説明もあったんですけども、最高責任者は町長でございますので、億を超す事業を京丹波町がやるということはなかなか数少ないわけでございますし、この間、集中して小学校や中学校や保育所ということで3億、4億、5億という事業をやっておるわけですけども、ほんまに業者の方に言わすと、何十年に1回、50年に1回の事業やということも言うところわけです。そういう事業の中でいろんな交付金事業を使ったということもありましたけども、それはあくまでも町のひとつの予算確保の関係もありますけれども、それで許されるものと許されないものがあると思うんですけども、最高責任者の立場として、こういった事態に対して今後のことでもありますし、ただ今のは教育委員会の関係ですけども全体の事業もやっておるわけですから、どのような見解と、今後どのようにこういうことが起こらないように考えておられるのか含めてお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず申し訳なく思っております。途中、谷教育次長からこういう扱いをしているという説明を受けたんですけども、そのときにきちっと議会にも説明するようにという指示をしておけばよかったなという思いでおります。

ところが私も途中から担当したもんで、そういう的確な指示を与えることができなかったことを申し訳なくまず思っております。今後このような取り扱いにならんように私自身戒めていきますし、全職員に指示していきたいとそのように思っているところでございます。

○議長（西山和樹君） 8番 東君。

○8番（東まさ子君） ひとつだけお聞きしたいんですが、総務文教常任委員会でもいろいろ議論があったんですが、8月の臨時議会での提案で、この工事の請負契約の承認をしたわけでありまして、このときにすでにこういう事態がわかっていたということですけども、いろいろ町が発注されております工事についてホームページで掲載してもらってるんですけど、その例えばこういう工事内容になっているということが、仕様書みたいなんを見たら、これだけのことが工事発注の中味ですよというのがわかるんですかね。

8月の提案の資料では、全てのものが図面でも文章の説明でもバスケットのゴールとかい

ろいろ書いてあったので、私らはそれを信じて議決しているわけでありますので、仕様書とかそういう工業者に発注されるときは図面にはそういうことになっていて、私たちが仕様書を見た場合でもそういうふうになっていて、見たらよいんですけど細かい細かいのでわかりませんので、そういうものになっていたのかどうかというのが一つ、今までと同じ中味ですけどもどうなんかなというのがあるのと、それからこれをしたら今の課長の説明でいろんな交付金がみな全額補正した場合、補正追加した場合、全額単費になるということでありましたが、この全額単費になるというのはこの2, 622万円余り上回った金額が単費になるということなんでしょうか。

この2点について確認をさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 山田課長。

○監理課長（山田洋之君） 一つ目のご質問に対してでございます。入札の公告等につきましては、議員さんおっしゃいましたようにホームページ等で公告をしております。

ただ、公告の際に一覧表にして出しております内容につきましては、工事のほんの概要だけです。あと、公告につけております現場説明書とかに工事の概要とかを書いておりますけども、業者さんは勿論、単価抜き設計書を見られたら例えば今回の工事はバスケットゴールが入ってないとかいうことは分かるかとは思いますが、一般の方の誰がみてもそれがわかるのかと問われますとそこは分かりづらい部分もあるかも知れません。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 実施設計まで引き上げるために、22年度に追加補正をした場合ということのお尋ねです。これはイコール実施設計で落札されたという前提でございますけれども、22年度については、当然繰越事業の事業費にプラス新年度予算で追加をするという考え方でございますので、一定特定財源いわゆる交付金でございますとか、そういった財源措置は見込めないということで、一般財源で措置をせざるを得なかったのではないかとということでございます。

○議長（西山和樹君） 6番 村山君。

○6番（村山良夫君） 質問をさせていただきます。最初に先程谷次長のほうからお断わりというんですか、手落ちのあったことをおっしゃっていただきましたんで、わかるのはわかるんですけども、前回8月9日の議会のときに配付されました図面等見ておりますと、例えばバスケットゴールにしても防球ネットにしても、これはなかったと思うんですがアリーナの音響設備、それからステージ下の格納装置とかは全部図面に入ってるんです。その図面をこうして議会等で残しておいても本当にこれでいいのかなと、やっぱりこれは回収して、前の議

会の時には出していただいた資料にはそういうものがないものにしておいてもらわないと、なんか議会そのものに資料だけつけたらいいという、議会に対する姿勢が若干疑問に思います。その辺のことをどうお考えなのか、もう一度確認をしておきたいと思います。

それから、構内通路を作られる、これは既存であったからということなのですが、最近の学校への不審者の侵入とか、いろんなことを考えますと進入口が少ないほうが安全上よいんですから、今回わざわざ付けられなくてもいいんじゃないか。無駄な道路になるんじゃないかということを思います。

それから、旧体育館の場所を整地をしてグラウンドに使うということなのですが、この図形から見ますと、運動場の内にこういうくぼみがグラウンドとして増える必要がなんであるのかと。例えばテニスコートにすると何か使途がはっきりしとれば別ですけども、ただ整地だけする必要があるのか。当初の解体と設備というのには日数しか私ども把握できませんので、いくら金がかかるのかわかりませんが、1週間ほど解体作業の後の整地作業として時間がとってあるわけです。その経費だけでともかく整地しておいて、その次に何か具体的に使わないと、この分がでしゃばっているということであればなのですが、この図面から見ますと、グラウンドとしてわざわざくぼみの部分を整地してグラウンドを増やす必要があるのかどうか疑問に思います。その辺のことをどうお考えなのかお聞きしておきます。

それから、これは教育委員会とは関係ないと思いますが、町長さんにお聞きをしたいんですが、非常にこだわってます総合評価制度のことですけども、先ほどお話をしましたとおり、入札資料として配付されてます図書資料の中には、先ほども話がありましたように、ちょっとバスケットゴールについては何とも理解ができませんが、少なくともステージの防球ネットとか格納装置とか音響装置というのは入っているんです。入札時のときに、たぶんこれは図面と計数表との違いがでてきとるはずなんですよ。図面には入っているけれども、見積りのときの資料を作る積算用には入っていないという疑問がでてくると思うんですが、そのことがなぜ質疑ででてこないのか。ということを逆に言えば、入札を参加される方が図面上にでているのに、その部分が入っていないというのに疑問をもたれない。その辺のことはどうなんかなと思うんです。ただ、ひとつだけ質疑書の中にありますのは、音響設備のアンプの問題については、アンプは古いのを使っていいんですかという質疑があります。本当言えばこういうことが全て今お話をしましたステージの格納倉庫、それから防球ネット、バスケットゴール等に出てきそうなものですけど、でてこない。そんな状態での入札というのが本当に公正公平にされているのかなという疑問を感じるわけですけども、町長さんの見解をお願いしたいと思います。以上よろしくお願ひします。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） まず8月9日の臨時議会でお世話になった議案の関係でございます。図面がバスケットゴール等すでに載っているのではないかとということでございます。

これにつきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、その図面は完成形ということで資料として添付をさせていただきました。そのときに本日申し上げました経過、あるいは外した理由等をご説明を申し上げなかったということについては、十分反省しておるところでございます。

それから、構内通路は防犯対策からしても必要ではないのではないかとということでございます。確かに現状、今の瑞穂中学校については、防犯対策がどこまでできているかという、周辺どこからでも入れるというような現状になっております。従いまして、一方ではそういうことも今後検討していかなければならないというふうに考えておるところでございますが、この構内通路については、進入路の関係で地元の説明に入らせていただいたときに、地元のほうから、今までからあった構内通路を地元の方が活用といいますか、供用されることがございまして、強く残してほしいという要望もあったところございまして、それではという形で今回付け替えをさせていただこうということでございます。

それから、グラウンドの整地ということで、旧体育館のいびつになっておところがグラウンド整備をする必要があるのかということでございますが、従来現状の旧体育館は逆にグラウンド側に一部飛び出しているというような状況がございます。従いまして、それを撤去した跡地ということでございますが、別途工事で全体的なグラウンドの整備工事を現在発注予定でございまして、そのグラウンドの整備工事と一体を成すという考え方の基に、撤去した後もグラウンド整備をするということでございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 入札そのものが総合評価の方向に進んでいるというまず認識でおります。たぶん公正公平を担保するためのひとつの手法なんだというふうに理解してるんですが、このことの改善に向かって私もこれから頑張っていきたいと思っておりますけれども、今いろいろ質疑を聞かせてもらって、本当に疑問に思います。私が少なくとも設計図書というした場合、図面を書くという部分は、数字とかいろんなことを表現しているというふうに今まで理解しとったんですが、図示されているのに見積りに上がってこないということ、非常に業者さんは疑問に思われたことだろうと思います。具体的に書類で質問して回答するわけですが、音響施設について古いのを使うんですかという質問があったというようなことも今知ったことでして、非常にそういう事実があったこと残念に思います。私自身申し訳なく思っております。

す。今後とも総合評価が全ての人に公平公正のために実施するように頑張っていきたい、そんな思いでまずおります。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 6番 村山君。

○6番（村山良夫君） 今のことで、特に強調してお願いをしておきたいのは、確かに周辺の住民の方々から既存の道路だったとおっしゃってますけども、これは学校内の通路ですから、やはり教育委員会として使命というのは学童の安全安心ができる施設を作ることにあると思いますから、昔は学校行って子供に危害を加えるというような行為をする人というのはほとんど考えられなかったんですが、最近は結構大量殺人をしてみたり、いろんなことをしてみたりということがあるわけですから、やっぱり時代の流れがあるわけですし、その既存特権を認めるということも非常に大事かもわかりませんが、やはり何が大事かということとはちゃんと考えていただいて、わざわざいくらかの金を使うんなら、その部分を学童生徒の安心安全のために使っていただいて、今の場所を確認してますとおっしゃるとおりどこからでも入れます。ですので、一部しかかて意味がないということになるんですが、わざわざ逆行する金に使うんなら、全体で例えば100せんならん内、この部分が50しかできなかつても50の安全のために使うべき、別のことに使うべきだところ思うんですが、その辺どうお考えなのかということと、このいびつな場所、確かに今は出ています。ですけどもこれも出来るだけ必要な部分だけにして、その費用をちょっとでも節減をするということも、特に谷次長は余分なことかもわかりませんけども、かつて総務課長をしておられましたんで、京丹波町の財政についてはよく知っておられると思うんです。たとえ1円でも無駄なことに使われるという姿勢、無駄というところちょっと言葉語弊ですけども、次のときに使ったほうがいいんじゃないかということに使われる行為というのは若干考え直していただけたらいいのではないかなとこのように思います。

それから、先ほどの町長さんの答弁のことですが、ちょっと私が言っているのはそうじゃなしに、入札資料として受け取った入札参加者の方々が、図面と積算をする資料と差異があるというか、図面ではすることになっているけれども積算にはその見積りの部分がないということに対して質疑がないという行為ですね。少なくともかなりの金額を追加せないかん訳ですね、例えばバスケットゴールですと600万円ほどですし、防球ネットで120万円ほどですわね。だから、こういうことについてこれは図面に載ってますけども積算がないからしなくてもいいんですかという質問がなんでないのんかと。ただ、音響設備については、アンプの装置がないのは既存のアンプを使うということで理解してよろしいんですか。だから、既存メーカーはどういうアンプを使っておられるんですかという質問がでてくる。これ

が本当だと思うんです。にもかかわらずそういうことが出ないその入札者の姿勢というのが私ももうひとつわからないですが、何か事前にある程度決まっています詳しいことはどうでもいいんやというような入札になってないのかなという懸念を持っているので、そのことをお聞きした次第です。以上です。もう一度その点について答弁をお願いします。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 本当におっしゃるように防犯対策は一方では大変重要なことですので、一度にということはできませんけれども、やはり考えていかなければならないと思っておるところでございます。

なお、今回の体育館につきましても当然防犯対策の措置ということで、防犯ブザーあるいはセンサーライトそういったものは設けるといふことにいたしておるところでございます。

それから、グラウンド整備の関係でございますが、確かに整地をしてそのままおけばよいと、その後何らかの活用方法が決まってからやってはどうかというふうにお伺いをいただいたのかと思っておりますが、あと全体的なグラウンド整備を間もなく発注予定でございますので、そういったことも含めて全体的に有効活用ができるように、またこれは学校側でも何らかの形でここをうまく活用していただけるような方法も考えていただく中で、一体的に今回整備ができるようにというふうにお考えしておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと一部お答えできとったと思います。入札についての疑義についてはそういうことはありませんので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

15番 山田君。

○15番（山田 均君） ただ今提案になっております議案第76号 平成21年度（繰越）京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、平成22年8月9日の臨時議会において議決をした契約金額の変更をするものであります。契約変更は追加工事等で、1,861万200円の追加を行うもので、その内容は屋内運動場施設機能及び講堂機能の充実をはかるため必要な施設及び備品の追加を行うとし、バスケットゴールや防球ネット、アリーナ、地窓の強化、音響設備、ステージ装置等となっております。

またあわせて、屋外施設工事を追加するものであります。施設を充実することは当然であります。しかし、今回の追加工事の大半は屋内運動場施設機能及び、講堂機能の充実を図るため必要な施設及び備品の追加が大きく占めております。

今、次長や町長から経過や反省の弁もありましたが、指摘したいのは、追加工事の運動施設機能や講堂機能の充実とされる部分等は当然当初から工事の内容に入って入札されるべきものであるのに、予定価格に見合う予算措置ができていなかったことで、今回提案をされておるものであります。特に平成22年8月9日提出の議案第61号 平成21年度（繰越）京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約の議案の資料では、展開図のA-17を見れば、今回提案されております議案についておる資料、この添付資料と同じ内容のもので、バスケットゴール等運動施設機能の充実、講堂機能の充実は図面に入っており、当然内容の説明も行うべきでありました。

町長は常に何事も議会に報告し協議すると言われておりますが、この方針からいっても反することを指摘するものです。

もう1点は、予算化した金額が予定価格に対して不足したため、追加の補正予算を提案することなく入札残が見込めるのでそれを充てるとしたことといわれますが、5,000万円以上の議決案件であり、議会への説明も当然行うべきであります。議会軽視であります。

また、地方自治法第210条で定めている総計予算主義の原則からも問題がある点を指摘して反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

以下討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

議案第76号 平成21年度（繰越）京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 自主放送設備デジタル化整備工事請負契約についての質疑を行います。

4番 梅原君。

○4番（梅原好範君） 適正な機器整備によるより良いデジタル化移行を待たれているところでございますけれども、今回の工事による物品の不具合はそれぞれの製造元が補償するものとして、一方システムの故障対応、またメンテナンスはその内容を契約に盛り込んでおるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただ今のご質問でございますけれども、機器等の整備に関しましては、本契約に基づくもので、内容等の整理をするものでございます。また補償等につきましても、当然ながら補償期間等はございますので、その中での対応というふうになってまいります。

また、機器によりましては補償期間が短いものとかございますが、そういったものにつきましてもメンテナンスの関係の部分での対応と察してもらっているところでございます。

なお、本契約につきましてはメンテナンス等の部分についての額というものは盛り込まれておりません。以上です。

○議長（西山和樹君） 4番 梅原君。

○4番（梅原好範君） その機器にはネットワークするシステムも含まれますか。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ネットワークの構築につきましても含まれております。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですが、今回デジタル化に伴う整備工事を行うということで、機器の購入を行うわけですが、こういう非常に機器というものは耐用年数といえますか、すぐ新しいものが日進月歩開発されているということになって、どんどん新しい機能を充実していかんなんと、補充していかんなんとということもあるわけですが、例えば今回京丹波町としてケーブルテレビを全町普及ということでやるわけですが、瑞穂地域は以前にやっておったということで、例えば電話機の関係ひとつ見ましても、丹波、和知の場合は今の普通の市販の電話機でもいけると、つないだらええと、しかし瑞穂の地域はこれまで使っておった電話機をそのまま使ってくださいとこういうことになっておるようですが、例えばそういうことひとつ考えてもどんどん機能が充実して変わっていくと。そういうことに対応していかんなん部分も今後あるんやないかと思うんですが、そういう見通しの問題と機器の耐用年数といえますか、10年で更新せんなんということなのか、5年なのか、20年使えるということなのか、その辺は担当課としてはどういように機器導入に伴う今後のメンテナンスの問題もありましたけども、どうなのか。

部品がないということもよく言われる部分もあるわけですが、その点について伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） これまでから整備をしております機器等があるわけですが、一般的におおむね6年ぐらいがその機器の耐用年数といわれております。

今後そういったことで当然機器の更新とかいうものが出てきますので、その点に関しましては、全町域での開局後におきまして一定新しく機器も出てくるところでもございますので、そういったことで、その運用面におきましても総合的に今後を見据えながら計画的な対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、本町が全町にケーブルテレビ拡張するというので、前町長が公約として情報の一元化を掲げられてやられていた経過もあるわけで、いよいよ来年4月からこういう施設を充実して切り替えていくということになるんですが、ひとつは全町普及ということで掲げてきたわけなんで、最終目標を一人も落ちがないといいますか、目的からいけば皆にこの情報が伝達できるというように本来はなるべきなんですけども、しかし実際上からいけば8割とか9割とかいうことに止まる可能性も大いにあるわけです。その辺どういうように働きかけていくかという問題と、今度の場合には特に、これに入らなければ地上デジタルが受けられないという問題も片方では抱えておるわけです。そういう面からいうと今加入金1万円でどんどんやっておるわけですが、新たにそういう地上デジタルの関係もでてきたわけですから、再度未加入の方にも働きかける、それから新たに転入されてきて幹線が届いていないというところに対しても何らかの措置をしてその幹線の費用を100万円200万円負担ということやなしに、やはり同じ情報を提供していくという立場からすれば、町としてもっとそういうことを考えるべきじゃないかと。やはりケーブルテレビの情報をどう伝えるかということと、ケーブルテレビで放映することになりますと地上デジタルの責任を持たんなんということになるわけですので、ふたつの面をもっておると思うんですけども、その辺の考え方ですね、町長として開局に向けてどういうように進めていくか、取り組んでいくのかということが問われてくると思うんですけども、その点町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず情報の一元化という視点で考えていかんなんというふうに考えています。デジタル化に対しての対応はある種基礎自治体である京丹波町だけの問題ではないと

いう認識でまずおります。

未加入の方にいろいろと説明するなりしてこれからぜひ加入していただくように努力を行政としてすべきだという認識でおります。

また、予算措置が必要な場合は議会にまずお諮りしたいと。また同じ意味です。転入の方についても、今まで先にやった人とあまり差のないようにやっぱり勧誘すべきだと、そのためにまた予算措置が必要な場合は皆さんにお諮りして実施していきたい。情報一元化ということで今日まで歩んできた京丹波町の行政のひとつの姿勢を一貫して今後も続けていくということに尽きるというふうに考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） ケーブルテレビに対する情報一元化の町長の考え方というのは今説明していただいたんですが、地上デジタルの関係はやはり国がそういう法律を作って来年7月24日から切り替えるということになっただけですが、これはケーブルテレビを京丹波が選んだということは、そこでしかできない訳で、例えばケーブルテレビがある以上はそういう中継のアンテナを建てるということもできないということになってますんで、そういう面から言うとケーブルテレビで地上デジタルを放映するということになりまして、もちろん町だけの責任ではないですけども、やはりそういう方向を京丹波が選んだわけですから、そういうテレビの地上デジタル放映もどうするんだということも町として関係機関、国も含めてですけども、やはりどうすんねやと。勿論チューナーの関係もあるわけですけども、その辺をどうするかということも手立てをきちっと方向を見据えて取り組んでおかなければ、実際に切り替わったときにテレビが見られない。情報がデジタル化になるんですから、テレビがあっても映らないと、情報もいかないとこういうことが起こるわけですから、その辺をしっかりと見据えて今からどう取り組んで対応していくかということも求められていると思うので、その点もう一度伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 申し訳ないですが、実を言うと情報一元化きちっとすればデジタル放送化に対する対応ができるという前提でお答えしとったんです。そのように理解してもらいたいと思っております。情報一元化本当に大事なことで、生命、財産を守るひとつの重要な手段だというふうに考えてますので、そのことであれば財政措置を含むいろんな支援ができるということで、お諮りしますという答弁をしております。

○議長（西山和樹君） 14番 小田君。

○14番（小田耕治君） 今回情報センターに置かれる機器、それから取材用の機器そのもの

をデジタル化するというので、請負契約のほうが提案されているわけですが、今回提案されている機器で情報センター内の整備といいますか、そのものが全て完了するかどうか。当然全体的な光ケーブルの配線とか機器の設置とかそういうのも最終仕上がりの状態で構成されて、それぞれされているというように思うんですけども、この工事で全て完了ということなのかどうかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 当初から全体のケーブルテレビの事業というものに関しましては、まだ次年度に気象関係のデータを収集する施設の構築が一部分残っておりますが、それ以外につきましては、本年度この事業を整理することによりまして、ほぼ完了するという状況でございます。

○議長（西山和樹君） 14番 小田君。

○14番（小田耕治君） 先程山田議員からの質問にもありましたけれども、地デジ対応ということで、これまでにBS放送の関係で、NHKのBS放送とかの対応なんですけども、アナログ化にして再送信するという答弁が一部でありましたけれども、場所によって全く送信をしないという内容の説明もあつたりしますので、改めて確認をしたいんですけども、BS放送の再送信はどのような形でされるのか。その点をお伺いしたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） これまでから申し上げておりますように、BS放送につきましては、NHKさんとの再送信の協議の中で、デジタルデータを流す場合であれば全ての家庭に流すというようなことで、制御をかけないというのが条件となっておりますので、その結果、本町としましてはデジタルの周波数からアナログの周波数におとしてアナログによって送信をするという形で今後も行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） 14番 小田君。

○14番（小田耕治君） そうしますと、BS放送の民間の放送がございますね。それとNHK全てをアナログ放送で再送信するということになるのか、それともNHKだけを再送信するという形になるのかということと、それから今回そういう再送信する機器がこの構成の中に既に整備できている状態なのかどうか。要するに今はアナログ放送で送信されてますNHK、民間の一般の放送設備について、このアナログ変換をして再送信するには非常に莫大な費用がかかるという答弁とかもいただいとんですけども、既にNHKもBS放送のデジタル波ですね、それをアナログに変換する設備が整っているのかどうか、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） B SのNHKですけれども、NHKに関しましてはデジタルからアナログの信号によって送信ということで、既に変換の機器についても対応ができていますところでございます。

また、民放に関しましてはデジタルでの対応が可能ということでございますので、そのままの状態がされているところでございます。以上です。

○議長（西山和樹君） 3番 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） ただ今のNHKのBS1、2のアナログ放送の送信の件であります。この前では申し込んだ人にはセットトップボックス（STB）を付けて500円払って見て下さいということで通知をされているということではありますが、4月1日以降につきましてはハイビジョンはなくなるようでございますが、BS1、2は残りまして、そのアナログ送信については当然無料で見られるというように思うんですが、その辺の周知徹底の方はどうされるのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） NHKのBSでございますけれども、アナログ変換をしまして引き続き映像のほうは送らせていただくということになっておりますし、もちろんBS契約というものは必要でそれが前提ではございますけれども、今後におきましてもアナログでのデータの変換によりまして送信をさせていただきますということで考えております。

なお、今後におきまして周知徹底とかいう部分で、やはり住民の方が利用される上で十分に対応ができますように、これはBSを含めて全ての自主放送なりデジタル放送を含めてですけれども、そういったところで周知徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 3番 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 当初にBS1、2は有料だということで、わざわざ利用者に説明書を送られているわけですから、それがアナログで無料で見られるということになると大幅な変更となりますので、その辺をはっきりしてください。無料になるのかならへんのかということ。今の話では有料なんか無料なんかはっきりしてませんわね。

それと、もうひとつはそのBS1、2のいわゆるパラボラから取り入れて、そのままの光送信、スルーというらしいですけども、その送信もSTBと両方の送信をしているケーブルテレビ会社があるわけでありまして、それは徳島県なんです。京都府はなぜ出来ないのか。内規でそれは出来ないことになっているようなんでありますが、もう少しそのデジタル放送のスルーの送信も出来るように、当然NHKと交渉をされるべきではないかなというふうに

思うんですが、その見解につきましてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 最初の篠塚議員の質問の中でお答えが出来なかった部分がございます。セットトップボックス（STB）の関係ですけれども、このセットトップボックスといいますのは、アナログのデータが家庭に行ったときに、それをデジタルで見る場合にセットトップボックスが必要ですということで、ケーブルテレビを利用してデジタルのBS放送を見る場合にのみセットトップボックスが必要になってくるということで、どうしてもデジタルデータでご覧になりたいという場合には、月額500円のセットトップボックスが必要となってきます。それ以外で従来どおりのアナログのBSをご覧になりたいということであれば、そのままの状態で送信をさせていただくことになっております。

その前には当然、BS契約というものがまず必要であるということで、それにつきましては必要のないというご家庭につきましては、BSの放送については受信がテレビでの調整とか、その作業をしないということで受信ができないと、必要のないご家庭については、受信がされないように設定はできるということになっております。

それから、パススルーの関係ですけれども、これにつきましては先ほども篠塚議員おっしゃるようにNHKと協議をさせていただき上で、NHKさんの内規によって全てに流すことはできないということで、回答を得ておまして、今回のような対応をさせていただいているところでございます。今後におきましても全て流せるような状況になりますようにNHKさんとは引き続いて協議はしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） 3番 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） NHKのBS1、2のアナログの送信ですけど、そのいわゆる期限がわかっていたらお聞きをしたいと思っております。ですから、そのデジタル放送で見る場合はということでありますが、そのSTBを付けなくても見られるということを知徹底されないと、それを付けたは、いやこちらでは無料で今までどおりアナログのテレビやったら見られるんだというようなことでは混乱しますんで、そのことをきっちり一たん通知されているんですからね。違う方法でも見られますよということを知徹底をされないとこれは大混乱になりますので、その2点についてお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 現在NHKさんと再送信の同意を交わしておりますが、契約としましては、23年3月31日までとなっております。以降につきましては双方特に問題がないということであれば、さらに1年間延長という形での同意となっております。

従いまして、期限といいましてもはっきりと申し上げることができないわけですが、NHKさんが今後何らかの形での変更をされない限りは引き続いてアナログによるBS放送については送信が可能というふうに考えております。

それから、利用者への周知徹底でございますけれども、今回のBS放送に関しまして、いろいろと住民の方からもご意見をいただいておりますので、そこらへんは十分に整理をさせていただいて、また今後、説明をしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

BS放送の再送信の同意に関しまして、アナログデータに変換して送信をする部分ですが、今回の再送信の同意につきましては来年の3月31日までとなっておりますけれども、期間満了までに双方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長をするという内容となっております、それ以降についても同様とするという内容でございます。

この再送信同意といいますのは、NHKのBSのデジタル放送を送信するための契約でございますけれども、それには同意をいただいとるわけですが、内規として先ほど申し上げましたような形で制御を加えることなく全ての家庭に送信をするというのが前提であります、内規によりましてアナログの周波数に変換をして送ることは構わないというような形となっておりますので、アナログのデータによる送信によって現在は対応をさせていただいているところでございます。

今後のBSのアナログでの放送でございますけれども、再送信同意の関係でいいますと、今後來年の3月31日までということで、以降についても特段申し出がない場合はそのまま継続ということになっておりますけれども、NHKさんの動向によりまして、現在の送信の方法が変更するということも想定されますので、現在のところ明確な回答ができないところでございます。

NHKさんと改めて内容等の確認をさせていただきまして、後日ご報告をさせていただきます。以上です。

○議長（西山和樹君）8番 東君。

○8番（東まさ子君） 私ところはデジタルテレビが見れるようにはなっているんですけど、他のもろもろの工事はしてもらっていませんのでお聞きするんですが、例えば今話を聞いておきますと、NHKのBSでありましたらアナログで見るとすれば、セットトップボックスを付けなくてもよいし、またセットトップボックスでなければアンテナをとということでしたけども、どちらもしんでもよいということになりますが、今までボックスを取り付けて整備をされている家庭はあるんですか。

また、BSの契約をしていないところについては、アナログ放送で見るのであっても、テレビで調整、セッティングすることができるということでありましたけれども、個々にそういうことが実際できるということなんでしょうか。分からないのでお聞きするのでありますが。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） セットトップボックスでありますけれども、丹波、和知の管内におきましては、旧丹波のほうで2件お伺いをしておりまして設定をしております。BSアンテナを上げたほうが当然安くなるわけですが、個人さんの理由によりまして、そちらで十分だというようなこともお聞きをした上で設置をしているご家庭がございます。

それから、BSのアナログの設定は可能かということでございますけれども、通常の電波は流れておりますので、当然テレビのほうで受信の設定をしていただきますと、見るのが可能となります。以上です。

○議長（西山和樹君） 8番 東君。

○8番（東まさ子君） 2件セットトップボックスの設定を聞いているということですが、今、篠塚議員やら言うておられますように、アナログでもこれからもずっとそういうのが見られるということでありましたら、そんなのが必要ないわけありますので、そういう点を周知徹底いうか、そういう情報をきちっと皆に知らせるということが大切だと思います。

それと、私が聞いたのはアナログ契約をしていないところは、情報センターのほうからこの家庭はしていないので情報を流さないということが出来るのかということをお聞いたんですが。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 情報センターのほうにおきまして設定をすることはできません。

○議長（西山和樹君） 8番 東君。

○8番（東まさ子君） わからない質問をしとるんかもわかりませんが、今やったら皆どこの家庭もアナログで見られますので見てるんですが、そしたら契約していなくても今までどおり見られるということになるのではないですか。今課長の説明ではBS契約が必要であり、必要としていないところは見られないように調整するというふうに言われたみたいに聞いたものでありますから度々聞いているわけあります。皆見られるわけですか。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） NHKのBS放送の受信に関しては、まずNHKさんとのBS

の契約があることが前提になります。そういったところで、今宅内の工事を順次業者のほう
がやっておりますけれども、BSを使用しない、契約をしていないので視聴しないというご
家庭については受信のセッティングをしていないということでございます。

○議長（西山和樹君） 13番 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 再送信することについて、先ほど篠塚議員のところではNHKとの同
意のもとに延長延長でいけるとありましたが、法律的に期間に縛りというのはないんでしょ
うか。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 先ほどから申し上げておりますのがNHKさんとの再送信同意
という部分の契約の内容で申し上げているものでございまして、法律上でこの契約の形とか
がどうなのかという部分につきましては、十分私も把握をしておりますので、今後調べさ
せていただきたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 2番 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 今回のデジタルシステムのメーカー指定は何かされとるのんかという
ことです。既存の施設との整合性の中で何社か指定されたのかということをお聞きしたいの
と、それから、今回の入札方式は条件付一般競争入札ということになってますけれども、この
条件付とは何ぞやということをお聞きしたいと思います。

今回この入札には3社が参加をされておまして、内1社については私自身もよく存じて
おる大手家電メーカーの系列会社ではないかというふうに思いますけれども、残り2社につ
きましては、今回落札した業者についても私も存じ上げないような業者なんで、その今回落
札された業者の規模、それからこの会社はどんな事業内容をしておるのかと、それから国内
での実績等がございましたら教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 1点目の機種なりメーカー指定についてですけれども、今回の
工事に関しましてメーカー指定をしておりますのは、カメラとかレコーダーの関係について
メーカー指定をしております。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） ふたつ目のご質問でございます。今回の入札につきましては、条件
付の一般競争入札ということで執行さしていただきました。入札の要件ですけれども、電気
通信工事ということで位置づけをしておりますので、そのいわゆる経営事項の審査数値が千
点以上あるものでございますし、施工実績も過去5年にさかのぼりまして同種または類似の

公共工事の実績を求めたところでございます。実際は3社の参加のみでありました。

それと、今回落札した会社の概要でございますけれども、もともと見ておりますと、NTTの通信工事の関係での実績がたくさんある会社だと思っております。いわゆる日本でいうと大手のほうに分類をされる会社でございますし、本社は東京の渋谷のほうにございますし、従業員の方につきましては子会社も含めてですけれども3,500人余りおられます。

また、資本金についても68億円ほどございますし、21年度の売上高につきましては2,700億円ほどございます。そういった概要の会社でございます。以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

議案第77号 平成22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 自主放送設備デジタル化整備工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成22年第4回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

午前10時42分 閉会